

## まとめ

[0] 以上で迦絺那衣の制度と迦絺那衣を拵げたことに相応する6つの条文の検討を終わった。そこで【1】の「問題の所在」で掲げた課題に対する回答と、本稿執筆のそもそもの動機であった釈尊と仏弟子たちの一年を概観することによって「まとめ」に代えたい。

[1] その前に、「問題の所在」において課題を提起した時点では認識されていなかった基本的な事項を先に注意しておきたい。

それには筆者の無知であったことを告白しなければならないのであるが、筆者は迦絺那衣を拵げた場合にサンガのメンバーが作る衣はすべて迦絺那衣と呼ばれると認識していたのであるが、それは間違いであったということである。今までに考察してきたことから明らかなように、「迦絺那衣」と呼ばれるのは、厳密には迦絺那衣を拵げる羯磨を行う時に拵げられる、羯磨を象徴するただ1枚の特別の衣のことで、それを随喜した比丘たちがその後で銘々に作る衣は「迦絺那衣」ではないということである。しかし筆者はこの両者とも迦絺那衣と呼ばれると理解していたので、問題の所在で指摘した課題も用語からして両者を混同している。そこでこの混同を避けるために、これからの記述で「迦絺那衣」と呼ぶのはこの特別な衣1枚をさし、比丘たちが銘々に作る衣は三衣に外ならないのであるが、通常の三衣と区別するために「迦絺那衣を拵げた時に作る衣」「迦絺那衣を拵げた時に作られた衣」と呼ぶことにしたい。

[2] 以下【1】の「問題の所在」のところで提起した諸問題について答える形で、まとめとしたい。

[2-1] まず課題の第1の「迦絺那衣の形状」である。結論としては「迦絺那衣」も「迦絺那衣を拵げた時に作る衣」も、通常の三衣と異ならないということである。すなわち律蔵に定められた作法通りに作られた重衣・上衣・內衣である。しかし「迦絺那衣」は迦絺那衣を拵げる羯磨によって宗教的な特別の功德を付与された、ただ1枚の重衣もしくは上衣もしくは內衣であって、『法蔵館』がこの意味で「ある種の戒律が緩和されるしるし」と解説したのなら、まさしくそのとおりである。これは5種の戒律（波羅提木叉では6条）を緩和させる象徴となるものであるからである。

[2-2] 課題の第2は「迦絺那衣を受ける権利を有する者」である。迦絺那衣を拵げる羯磨にはその住処で雨安居を過ごした者のみが参加でき、また迦絺那衣を拵げることができる期間は前安居を終わった1ヵ月間、すなわち中国古代の暦でいうなら7月16日から8月15日までであるから、必然的に後安居を過ごす者はこれには参加できない。この期間はまだ後安居を過ごす者たちは雨安居を過ごしている途中であるからである。次の課題の第3で述べるように、この羯磨は迦絺那衣を受ける1人の比丘と、それを随喜する他の比丘たちで構成されるが、この両方共に権利はないということになる。

しかし後安居に入る者はやむを得ない事情があって前安居に入れなかった者たちであって、この後安居者に衣替えをする機会を与えないのでは著しく不公平であるから、本論中においては、これに参加する権利はなくとも、前安居者たちが獲得する6種の戒律の適用除外は認

められて、衣を作りやすくする環境は与えられたのではないかと推定しておいた。『五分律』では後安居者にも迦絺那衣を拡げることが許され、彼らは8月16日から9月15日まででこの羯磨を行うとしているから、正式の権利を認める律歳もあったことになる。しかし前安居者も後安居者も、原則として雨期を同じ僧院に暮らすのであるから、むしろ同じ僧院で2度の迦絺那衣を拡げる羯磨を行うのは不自然であることなど、その他の状況証拠も勘案して、上記のような解釈をしたのである。

[2-3] 課題の第3は「迦絺那衣の儀式」はどのように行われたかということである。律歳においてはこの儀式は「羯磨」と呼ばれているが、この羯磨は最大限でいえば、①布施された「衣を受ける羯磨」、②この衣を迦絺那衣とする比丘、あるいは衣材を衣に仕立て、これを迦絺那衣にする役割の比丘、これを「作迦絺那衣人」と呼ぶとするなら、この「作迦絺那衣人を選任する羯磨」、③この作迦絺那衣人に「衣を与える羯磨」、④「作り上げられた衣を迦絺那衣として認定する羯磨」という4つの羯磨で構成され、④の中に随喜が含まれる。これらの羯磨はすべて白二羯磨の形式によって行われる。

なおこの羯磨は現代の学者が「儀式」と呼ぶように、宗教儀礼的性格が付与されているといえる。そこで迦絺那衣を拡げることが成立する条件が細かく定められ、「作迦絺那衣人」は衣を仕立てる裁断、染色、縫製などの各作業段階ごとに、これを迦絺那衣として受けるといふことを念じなければ、迦絺那衣にはならない、その衣材である布地は清浄な形で布施されたものでなければならず、また仕立て上げられた重衣あるいは上衣あるいは內衣は律歳の規定通りに作成されていなければならないのはもちろんであるが、これらすべてが1日のうちになされなければならない、などとされている。

このように完璧に作成された衣だけが迦絺那衣となりうるものであり、このような衣を「作迦絺那衣人」はサンガの全員の前で拡げて示し、「私はこれを迦絺那衣として拡げる(受ける)」と白して、サンガはこれに白二羯磨の形式で承認し、それと同時にそこに出席している比丘らが「これによって我らも受ける」というように随喜して、作迦絺那衣人と同じ6種の戒律の適用除外という特典を共有できることになる。

以上のように迦絺那衣を拡げる羯磨は、年にただ1回、ただ1日だけ開催され、この1日のうちに特別に念を入れて作られた、ただ1枚の衣を、ただ1人の比丘に与えて、これをサンガの全員が随喜するという条件を満たすことによって成立する。

このようにこの迦絺那衣を拡げる羯磨には宗教儀式的性格が付与され、それが今日の南方上座仏教にも、年に一度の出家者と在家者が共に祝うもっとも重要なお祭りとして引き継がれている。この一種宗教的な羯磨を行うことによって、これに参加した全員が「迦絺那衣を拡げた時に作る衣」を作ることができるようになるが、これによって作られる衣は迦絺那衣のような特別の功德を与えられている衣ではないから、律歳の規定通りに作られなければならないことはいうまでもないが、その作業段階ごとに念じることも要求されないし、『五分律』や『十誦律』は異なる見解を持っていたかもしれないが、これは1日で作ることも要求されなかったのではないかと考えられる。もし1日で作られなければならないとすれば、1ヵ月の間に作らなければならないという捨墮の第3条などを適用除外とする必要はないからである。

[2-4] 課題の第4は「迦絺那衣の捨」である。「捨」といえば衣を放棄する、廃棄する

という意味に取れるが決してそうではなく、この「捨」は迦絺那衣を拵げた時に得られる特典を捨てるということを意味する。

そもそも迦絺那衣を拵げることを釈尊が許されたのは、その因縁譚が物語るように、予備の衣を作成するためであるから、「迦絺那衣が拵げられた時に作った衣」を最大5ヵ月間の特典期間をすぎれば放棄しなければならないということはあるにない。むしろこの期間は予備の衣すなわち長衣を合法的に作ることができ、その所有権を獲得できる期間であるということが出来る。第4の問題として、仏教の出家修行者が三衣以外の予備の衣を所持することが許されていたかどうかということも挙げておいたが、これだけで十分な回答になるであろう。

それでは「迦絺那衣」そのものはどうであったのであろうか。迦絺那衣は『僧祇律』によれば箱の中に入れて保管されるとされ、『根本有部律』によればそれを持する比丘は大小便所や煙の出るところに持ち込まないなど、その聖性を保たなければならないように記されている。しかしながらもともとこれは重衣あるいは上衣あるいは内衣のいずれかであるのであるから、迦絺那衣を捨す時にはこの聖性も失われ、これを与えられた者は通常の衣として使ったのであろう。

なおこの迦絺那衣の捨には大きく分けると、サンガが捨す場合と個人的に捨す場合の2つに分けられる。サンガが捨す場合には、その斉限時（12月15日）が来た場合に捨す場合と、その中間にサンガがこれを継続する必要がなくなったと判断して捨す場合がある。このサンガとして捨す羯磨を『五分律』『根本有部律』などは「白二羯磨捨」としているが、『僧祇律』は単白羯磨としている。他の律蔵はこの作法を記していないが、おそらく期間の中間に捨す場合は白二羯磨で、期限が満じて捨す場合は単白羯磨であったのであろう。

個人の都合で捨す場合には『パーリ律』に随えば8種あり、それは「去る」「成ずる」「発心する」「失する」「聞く」「望みを断じる」「境界を出る」「共に捨す」である。詳しい事は本論に記したとおりであるが、いずれも雨安居を過ごした住処（界）を離れるということが前提となる。例えば作り上げた衣を持ってもう帰らないと意を決して界を出た場合とか、界外で作ろう、もう帰らないと意を決して界を出た場合などである。

したがって例えばある比丘が自分は衣を作り上げたから、もう作らないと心を決めても界を出なければ捨したことにならない。この界に残っている限り、サンガの一員であって、この場合はサンガの決定に従わなければならないからである。もちろんだからといって無理に衣を作らなければならないということはあるにないから、自分で衣を作らなければそれで済むことである。

なおこの予備の衣の数量に限界は定められていないから、もし得られ、また望めば何枚の衣を得てもよかったのであろう。しかしそれが奨励されないのは言うまでもないから、限度は弁えられていたであろう。

[2-5] 課題の第5は迦絺那衣を拵げる時、なぜ「5つの特典」が認められるのかということである。「5つの特典」は実際には「6つの条文の適用免除」であるが、これは大きく分けて波逸提グループと捨墮グループに分けられる。迦絺那衣を拵げることによってこれら規定の適用除外が認められたのは、釈尊時代の衣を得ることが容易ではなかったという経済・文化状況の下で、出家修行者が衣や衣材を得やすいように、また衣として作製しやすいよう

に、波逸提グループはこれを出家修行者の在家信者に対する行動の面で、捨墮グループは所有権の面において配慮されたものである。

[2-6] 課題の第6は「迦絺那」という言葉、あるいは「迦絺那衣を払げる」という言葉についてである。

‘kaṭhina’はそもそもは「固定する」という意味であって、布を裁断したり縫ったりする時に用いる木杵が迦絺那と呼ばれていた。この迦絺那という木杵はかなり大きなものであって、普段は折り畳んで僧院の壁などに立て掛けられていた。これを持ち出して払げるのは衣時の時だけであって、これを使うことは合法的に衣を作ることができるということを象徴した。そこで宗教的に意味付けをされ、合法的に衣を作ることのしるし（象徴）となった衣を「迦絺那衣」と呼ぶようになったと考えられる。

「迦絺那を払げる」という言葉はしたがって、この道具としての迦絺那を払げることを意味するとも考えられるが、『根本有部律』では「羯磨那衣を張る」といい、他の漢訳律では「迦絺那衣を受ける」として、「衣」を張ること、「衣」を受けることとする。とするならばこれは道具としての迦絺那を払げることは意味しないということになる。このように考えると、おそらく「迦絺那衣を払げる」という言葉は、その羯磨が第3の問題のところ述べてように、でき上がった迦絺那衣を作迦絺那衣人がサンガの前で払げてそれを示し、サンガのメンバーはそれをその比丘に与え、同時にそれを随喜するという形式からきたと理解するのが妥当であろう。

[2-7] 課題の第7は「衣時と迦絺那衣の関連」についてである。衣時とは雨安居を過ぎた後の1ヵ月間であり、この1ヵ月の間に衣が調達できない場合に迦絺那衣が払げられて、衣を自由に作って所有できる期間が延長される。したがって表面上は迦絺那衣を払げるのは衣時を延長するということになるわけであるが、しかし質的には両者は異なっているといわなければならない。なぜなら衣時はサンガの羯磨を必要としない、いわば個人が自由に衣を作りそれを自分のものとして所有できる所与の条件であるが、迦絺那衣を払げるのは、サンガのメンバーがその期間内に自由に衣を作りそれを自分の所有とすることができるようにサンガが羯磨を行って決定するのであり、原則としてそれを捨てるのもまたサンガが羯磨を行って決定するのであるから、これはサンガが主体的に行う行事ということになるからである。

「捨」は個人の意思で行うことができることはすでに述べたとおりであるが、しかしそれは界を出るということが条件となっている。換言すればサンガを離脱するということが前提となっているのであって、もちろんこれには個人の事情の場合もあり、あるいはサンガから派遣されて釈尊に会いに遊行するというような場合もあったであろうが、いずれにしても迦絺那衣を払げる儀式は原則としてすべて羯磨として行われるのである。

したがって教団史的な視点で考えれば、迦絺那衣の制度が許されたのは、現在のところそれをいつのことと確定することはできないが、サンガが形成され、サンガの運営方法などが確立した後ということになるであろう。これに対して衣時は、おそらく慣習的に雨安居がおわった後の衣替えの時期として自然に形成されていたのであるが、迦絺那衣を払げることが許された時に、雨安居の後の1ヵ月というように限定されたのではないであろうか。

また迦絺那衣の制度は、これが制定された後には、雨期がおわったら銘々が勝手に遊行に出るのではなく、雨安居の後にもサンガとして集団行動することが多くなったということも想

像させる。

[3] 以上で迦絺那衣についてのまとめは終わったが、この論考のそもそもの出発点であった、釈尊と仏弟子たちの1年はどのようなものであったかという問題意識から、迦絺那衣を中心にその1年をまとめてみたい。ただし基本的にはホームページ (<http://www.sakya-muni.jp/>) に掲載してある、【文書03】「公開シンポジウム『釈尊はどのような生活をされていたかーースマナサーラ長老とともに考える』基調報告」と相違するところはない。

[3-1] 仏教における1年の区切りとなるのは雨安居の明けである。出家修行者たちの法臘は雨安居を何回過ぎたかということで数えられ、また数字で月が表されることがない古代インドの暦では新年が何の月で始まるかについて諸説があるが<sup>(1)</sup>、少なくとも仏教の修行者の新年はこの時であったということによってもうなずけよう。

この雨安居には古代の中国暦でいう4月16日から7月15日までの前安居と、5月16日から8月15日までの後安居があったが、本文中にも記したとおり前安居が原則で、後安居は何らかの事由があって前安居に入れなかった者に許されたものであった。したがって釈尊も多くの場合は前安居を過ぎされたであろう。本文中にも紹介したが『十誦律』は「仏一切時前安居。唯毘羅然国後安居。以因縁故」としている。

しかしながら3ヵ月もの間一処に止まり、かつその間の食事や住居を得ることは容易ではなかったであろうから、したがって一般の比丘が安定的な安居の住処を確保することはかなり難しいことであったであろう。したがって前安居に入れないという不測の事態はしばしば起こりえたであろうから、後安居が必ずしも例外であったということもできないであろう。釈尊でさえそういう事態が起こったことがあったのである。

このように普通は前安居を過ぎしたが、やむを得ず後安居を過ぎさなければならない者もあり、この両者とも多くの場合は同じ住処に共住したから、前安居を過ぎた者が、未だ安居に住している後安居者を無視して勝手に動き回るといことはなかったであろう。例えば前安居が終わったからといって、すぐさま坐処を再配分したり、精舎の修理にとりかかったり、遊行に出る準備にとりかかるということではなかったであろう。また前安居を過ぎた者は、この後に衣替えをしなければならないが、しかし当時の経済状況を考えると、そのための衣料を手に入れ、これを衣に仕立て上げることは容易ではなかったから、おそらくほとんどの比丘たちは通常の衣時の期間中には衣替えすることはできず、ましてや着替えのための予備の衣をつくるどころまではできなかったであろうから、迦絺那衣を払げて衣時を延ばしたであろう。したがって結果的には前安居を過ぎた者もそのままその住処に留まって、後安居者が安居を出るのを待つということになったのではなかろうか。気候的な面からいっても、前安居は雨期4ヵ月間の初めの3ヵ月であってまだ雨期は終わってはず、また一面が湖のようになっている当時の仏教の中心地であったヒンドゥスタン平原の水が、前安居が終わったからといって一気に引くということも考えられないという地理的な条件からいっても、その場所に4ヵ月は足止めされたであろう。こうした様子は【3】で紹介した迦絺那衣を払げることが許されるようになった、遊行の途中でずぶぬれになって疲労困憊したという因縁譚が彷彿とさせる。

このように前安居を過ごした者も、結果的には後安居をも併せて過ごすこととなった。そしてこの間に迦絺那衣が拵げられ、衣時は12月15日まで延ばされていたが、といてすべての比丘が12月15日までその住処に留まっていたということも考えにくい。その間に個人的な事由によって界を出て、個人として迦絺那衣を捨てるということもあったであろうが、多くはその途中でサンガがサンガとして迦絺那衣を捨てたのではあるまいか。もしその期間一杯その住処に留まるとすると、そのサンガは雨安居の3ヵ月を含めて1年のうち8ヵ月もその場所に居続けることになるから、それでは世間の人々から釈子には四方に道がなきがごとしだという非難が襲いかかったことであろう。釈尊も雨安居を過ごした場所でそのまま滞在したために、このような非難にあわれたことを律蔵は伝えている<sup>(2)</sup>。

このようなことを考え合わせると、前安居を過ごした者は後安居が終わる8月15日まで安居につきあい、そのうち1ヵ月ほど、すなわち後安居者の衣時が終わる9月15日頃まではその住処にとどまったと考えておいたらいかがであろうか。もしそうならこれは後安居者の正規の衣時の期間内であるから、後安居者が迦絺那衣を拵げる必要がないわけであり、そこで多くの律蔵が後安居者には迦絺那衣を拵げる権利はないということのかもしれない。しかしそれでは絶対に1ヵ月を過ぎてはいけないことになるから、[2-2]に書いたように、後安居者も前安居者が迦絺那衣を拵げて得た功德の恩恵に浴しえ、したがってもちろん9月15日を過ぎることもあったであろう。

それはともかく多くの場合は前安居者も結果的には前後4ヵ月の雨安居を過ごし、その後の1ヵ月くらいを衣の準備や精舎の修理などに費やして、その後に迦絺那衣を捨して遊行に出たということになる。しかしながら個人的に衣を早くに作りおわって、釈尊に会うために雨安居が終わると早々に一足先に遊行に出る者もあったであろう。釈尊に会うのは教えを聞くと同じに、新しく制定され、あるいは改廃された律の条文の情報も仕入れてサンガに報告するという役割もあったから、あるいはサンガの使いとして釈尊のところまで遊行する者もあったかもしれない。しかしそういう者の出発も後安居がおわる8月15日、それは正規の衣時のおわる期日でもあるが、それ以前といういうことはなかったのではないであろうか。

(1) 【論文2】「原始仏教時代の暦法について」(『モノグラフ』第1号 1999年7月) 参照

(2) Vinaya「大毘尼」vol. I p.079、『四分律』「受戒毘尼」大正22 p.805下、『五分律』「受戒法」大正22 p.116中、『十誦律』「受具足戒法」大正23 p.151上、『根本有部律』「出家事」大正23 p.1032上

[3-2] 一方の釈尊は雨安居が終わると、全国から自分に会いにやって来る比丘たちに会われるのが習慣となっていた。しかし釈尊といっしょに雨安居を過ごした比丘たちのなかには後安居を過ごす者たちもいて、彼らが安居しているのに、多くの人が入り出すのはよろしくないし、遊行して釈尊のところまでやって来るにはそれなりの日数も必要であるから、早めに到着する者も後安居を過ごした者が安居をおわる、8月の半ば以降になったのではないであろうか。釈尊といっしょに前雨安居を過ごした者たちには、7月16日から8月15日までの1ヵ月間が衣時であったわけである。

このようにしてインドの各地において雨安居を過ごしてから、釈尊に会うためにやって来る者たちは8月の中旬頃から、おおよそ3ヵ月間くらいは続いたのではなかろうか。衣を整えるのに手間取って出発が遅れる者も、あるいは遠くからやって来る者もあったに相違ない

からである。その間は釈尊は安居を過ごした住処から遠くには出かけられなかったであろう。当時の情報伝達手段を口コミに頼るしかない環境にあっては、釈尊が動かれてしまうと仏弟子たちは釈尊を捕まえることができなくなるからである。このように雨安居を過ごしてから全国の出家修行者たちが釈尊を訪ねることを、漢訳経典では諸仏の常法としての「夏の大会」として伝えている<sup>(1)</sup>。『涅槃経』において阿難が、「これまでは各地において雨安居を終えた比丘たちが如来に会うためにやってきたが、世尊がお亡くなりになると、尊敬すべき比丘たちに会えなくなる」と嘆いたと記しているのがこれであり<sup>(2)</sup>、波逸提の「別衆食」<sup>(3)</sup>が適用除外される「大衆会時 (mahāsamaya)」もこれをさす。

以上のように、釈尊は後安居を終わるところからおよそ合計3ヵ月くらは雨安居を過ごされた場所に留まっておられたものと考えられる。11月半ばごろまでである。

(1) 【論文14】「『釈尊のサンガ』論」(『モノグラフ』第13号 2008年3月) p.055参照

(2) DN.016 vol. II p.140、『長阿含経』02「遊行経」大正01 p.026上、法顕訳『大般涅槃経』大正01 p.199中

(3) 【8】の【3】参照

[3-3] それでは雨安居に入る前はどうかであったであろうか。雨安居に入るためには精舎の修繕や臥具の整備、あるいは雨浴衣などを作る準備、また4ヵ月間の食事の手配などが必要であるから、半月ほど前には雨安居地に入らなければならない。入雨安居は4月16日であるから3月末、4月初めごろということになる。

漢訳経典では「夏の大会」に対する「春の大会」のことも記されており<sup>(1)</sup>、これは雨安居に入る前に釈尊に会って教えを受けるという習慣をいう。しかし全国から訪ねてきた仏弟子たちがすべて釈尊といっしょに雨安居に入るということは不可能であるから、釈尊に会った後は自らの雨安居地に移動しなければならなかった。春の大会はその後に雨安居が控えているのであるから、比丘たちはそう悠長に構えていることもできない。また雨期に入る前のインドは熱時にあたり、平均気温が30度を超えるから<sup>(2)</sup>、遊行するには不向きな時節であった。そこで「春の大会」は「夏の大会」よりは小規模のものになったであろう。「夏の大会」は3ヵ月間と想定したが、「春の大会」は1ヵ月半くらいと想定してよいであろう。

このように考えると、釈尊はその年の雨安居地には少なくとも4月16日より2ヵ月前、すなわち2月の中旬頃には到着していなければならないことになる。

(1) 前項註(1)参照

(2) [3-1]の註(1)参照

[3-4] 以上のように考えると釈尊が遊行に費やすことができるのは11月中旬から2月の中旬までの3ヵ月間ということになる。仏教の修行者の遊行は、当時のバラモン教の遊行者の遊行やジャイナ教との遊行とは異なって、一処不定の行方定めぬ遍歴ではなく、きちんとした目的と目的地を持った遊行であり、しかも長期の遊行は必ずしも推奨されず、長くても2ヵ月が限度であった。このことについては「モノグラフ」第14号(2009年5月)に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」に書いたとおりである。

それでは釈尊の遊行の主たる目的は何であったかといえ、その年に過ごした雨安居地から次の年に過ごす雨安居地に移動することであった。おそらく釈尊の雨安居地は少なくとも前年には決められていた。あるいは2年も3年も前から予約される場合もあった。釈尊には

多くの土地から招待があったからでもあるが、できるだけ早めに決めておかないと、全国から春の大会、夏の大会のために集まる仏弟子たちが、どこに行けば釈尊に会えるかわからないからである。

「モノグラフ」第10号（2005年4月）に掲載してある岩井昌悟研究分担者の【資料集5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」によって、釈尊が雨安居を過ごされた可能性のある土地を、パ・漢を通じて最大限度上げてみると次のようになる。

コーサラ国：舎衛城（祇園精舎、東園鹿子母講堂）

マガダ国：王舎城（竹林園、耆闍崛山、ジーヴァカのアンバ林）、ウルヴェーラー（Uruvelā）、アンダカヴィンダ（阿那伽賓頭）

ヴィデー八国

釈迦国：カピラ城（ニグローダ園）、ヴェーダンニャ（Vedhañña）のアンバ林、サーマ村（Sāmagāma）、メーダルンパ（Medaḷumpa）、シラーヴァティー（Silāvati）、アーマラキーヴァナ（Āmalakivana）

ヴァッジ国：ヴェーサーリー（重閣講堂、竹林村）

チェーティ国：パーリレツヤカ（Pārileyyaka）

スーラセーナ国：ヴェーランジャー（Verañjā）

バッガ国：スンスマーラギラ（Suṃsumāragira）

アング国：チャンパー（Campā）

カーシ国：バーラーナシー

三十三天

ヴァンサ国：コーサンビー（ゴーシタ園）

マッラ国：パーヴァー（Pāvā）

これからみても釈尊が雨安居を過ごされたのは、ほとんどが国の首都とされるような大都会であって、特別な事情があったスーラセーナ国のヴェーランジャーのみは例外である。原始経典によれば釈尊のサンガは1250人とか500人とされ、これは大げさとしても飢饉の年などを除けばかなりの人数で4ヵ月の雨安居を過ごさなければならず、しかもその前後には春の大会と夏の大会があって、全国から仏弟子たちが集まるから、それ相応の大都会でないと釈尊の雨安居を受け入れることができなかつたのである。このうちで回数が断然多いのはコーサラ国の舎衛城であり、これに次ぐのはかなり数は少ないとはいえマガダ国の王舎城である。したがって釈尊がもっとも多く遊行されたのは舎衛城と王舎城を結ぶルートであったということが想像できる。

釈尊の布教活動の最初期のいまだサンガが形成されていなかったころの中心はウルヴェーラーやガヤーであったが、サンガが形成されたころはマガダ国の首都王舎城がその基地となり、コーサラ国の首都舎衛城に祇園精舎が建設されると、それ以降は王舎城と舎衛城が中心となり、その合間を縫ってヴァッジ国の首都ヴェーサーリーやヴァンサ国の首都コーサンビー、カーシ国の首都バーラーナシー、アング国の首都チャンパー、釈迦国の首都カピラヴァットゥなどで雨安居を過ごされたということになる。

ところで釈尊の遊行は本「モノグラフ」に掲載した【論文23】「原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一日」に書いたとおり午後2時頃に出発して午後5時頃には次の宿泊地に到

着するという日程であり、しかも目的地に脇目もふらずまっしぐらに進むという行程ではなく、求めに応じて脇道にそれ、また道草もするという具合であった。したがっておそらく平均すると1日に10キロぐらいしか進まなかったであろう。あるいはそれよりも少なかったかもしれない。例えば王舎城と舎衛城の間は現在の道路距離でヴェーサーリー経由の場合は585km、バーラーナシー経由の場合は649kmであるから、王舎城から舎衛城まで行くのに60日余はかかるということになる。しかし釈尊に許されたこのような遊行の期間は年に3ヵ月しかなかったから、釈尊は1年のうちに王舎城と舎衛城の間を往復されたということはないということになる。今まで仏教学者たちが思い描いていた釈尊の生涯は、遊行に明け暮れるというものであったかも知れないが、決してそうではなかったということは【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」<sup>(1)</sup>に書いたとおりである。

(1) 「モノグラフ」第14号(2009年5月)に掲載

[3-5] 以上のように考えることができるのであれば、釈尊の1年は次のようになるであろう。釈尊は7月15日に3ヵ月間の雨安居を出られるが、いっしょに雨安居を過ごした釈尊のサンガの形成員である仏弟子たちはその後1月ばかりは衣を整え、精舎の修理などで時間を費やしたのではなかろうか。ちょうど9月半ばごろまでということになる。

この頃になると全国から雨安居を過ごした比丘たちが続々と訪ねてきて、釈尊は彼らに会われて、一人一人に対して丁寧に指導された。夏の大会や春の大会のみならず、訪ねてくる比丘に会うのも「諸仏世尊の常法 (āciṅṇaṃ buddhānaṃ bhagavatānaṃ)」であった。そして、

比丘よ、忍耐できましたか、生活できましたか、やってくる道中に疲労しませんでしたか (kacci bhikkhu khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci 'ttha appakilamathena addhānaṃ āgatā)。

と尋ねられたとされている<sup>(1)</sup>。この夏の大会は11月半ばまで続いたものと考えられる。

もちろんこの3ヵ月の間には、暇を見ては近くの小都市や村落から招待を受けて、せいぜい1週間くらいの短期の遊行をされることはあったであろう。釈尊が雨安居地を過ごされる場所は大会でなければならなかったから、これら大会の周辺にあった地方都市や村落には、このような機会に少数の弟子を連れて布教されたのである。

このように釈尊はその年の雨安居を過ごされてから、11月半ば頃まではそこに滞在されていた。そしてそこから次の雨安居地に向けて出発され、翌年の2月中旬頃には目的地に到着された。その道中にはもちろん幹線道路からそれて脇道に入り、地方の都市や村落にある寺院や居士たちを訪問された。あるいは2日も3日も滞在されることもあったであろう。釈尊はガンジス河の中流域のインドウスタン平原の中央部(仏教中国)から外に出られたことはなかったが、その域内のたくさんの場所で法を説かれたことは、金子芳夫研究分担者の「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」<sup>(2)</sup>に詳しく紹介されている。

そしてその年の雨安居に入る前には春の大会があり、全国からやって来る仏弟子たちに会われ教を説き、雨安居に入るための注意などをこれまた丁寧に指導されたであろう。

このように釈尊の1年はガンジス河の流れのようにゆったりとしたものであった。そしてその積み重ねが釈尊の一生となった。このようなイメージのもとに、「はじめに」で紹介したような「年表」を作成し、「釈尊年齢にしたがって配列した原始仏教聖典目録」も作成

されたのである。

なお以上は釈尊の一年のイメージであるが、舍利弗や目連などの十大弟子と称されるような主立った仏弟子たちの一年も、これに重ねて考えればよいであろう。

- (1) *Vinaya* vol. I pp.059、212、vol. II p.011、『十誦律』大正23 p.206下、『根本有部律』大正23 p.722下。*Vinaya* vol. I p.253参照。
- (2) 「マガダ国篇」(『モノグラフ』第2号 2000年7月)、「祇園精舎(経蔵)篇」(『モノグラフ』第4号 2001年11月)、「祇園精舎(律蔵)篇」(『モノグラフ』第5号 2002年5月)、「コーサラ国篇」(『モノグラフ』第8号 2004年3月)、「その他国篇」(『モノグラフ』第15号 2009年10月)

[3-6] 一方の仏弟子たちの生活は次のようであったであろう。多くの比丘たちは前安居を出ると、7月16日から8月15日までに迦絺那衣を拡げる羯磨を行い衣替えを行う準備をした。結果的には後安居をも過ごすこととなった。後安居を過ごした者は8月15日に安居を終わると、前安居を過ごした者に合流して、ほぼ1ヵ月をかけて、5つの特典(6つの規則の適用除外)に浴しながら、予備を含む衣を作った。

このようにして衣替えが終わると、9月中旬頃に迦絺那衣を捨てたのではなかろうか。そしてサンガとして遊行に出た。もしこれが釈尊に会うための遊行でなければ、この遊行はおそらく短期の近場への遊行であり、次の雨安居に入るまでにそれを何回か繰り返したのであろう。しかし遊行以外は、基本的には雨安居を過ごした住処で日常を過ごした。あるいは一つのサンガは複数の雨安居地を有していたかもしれない。このような場合は雨安居地は輪番的に決められたのであろう。先にも書いたように一般の仏教の修行者たちは一処不定の遊行を事とするのではなく、むしろ一ヵ所に定住するか、あるいは数ヵ所を行き来するという姿を想像した方がよいように思われる。

しかしながら個人的に、あるいはサンガから派遣されて遠くにおられる釈尊に会うために夏の大会に参加する者もいて、このような比丘は正規の衣時を終える8月中旬ごろに、一足先に個人的に迦絺那衣を捨て、遊行に出発したのであろう。この遊行は釈尊に会ってからまた元の住処に戻って、新たに制定された律の規定などの新しい情報をサンガに知らせなければならないから、かなりの長期の遊行になることもあった。しかし2ヵ月を越える遊行はなかったようであるし、釈尊もそのような遊行は奨励されなかった。

また春の大会に参加して、釈尊に直に教を請う者もあった。このような者は2月中旬頃から釈尊のおられるところを訪問して、教を請うた後自分の住処に還って次の雨安居に入る準備をした。あとに残った比丘たちは、3月末日頃には雨安居を過ごす住処に集まって、精舎の修繕や臥具などの用意をし、雨期に必要な雨浴衣を制作した。もちろん遠くから釈尊に会いにやってきた者のなかには、自分の住処に帰り着くことができず、途中の精舎で雨安居に入るということもあったであろう。各地にある精舎はこのような者を受け入れなければならないようになっていた。あるいはそういう無理をしないで後安居に入る者もあったであろう。

(2012.5.1)